

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

社会福祉法人はーとらんど ハートランド五條 短期入所施設

<令和7年2月1日現在>

1. 事業の目的と運営方針

要介護（又は要支援）状態にある利用者に対し、適正な短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）を提供することを目的とし、要介護（又は要支援）状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、適切なサービスの提供に努めます。また、事業所は、明るく家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、老人福祉を増進することを目的とする事業所、その他の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

2. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人はーとらんど
主たる事務所の所在地	〒636-0815 奈良県生駒郡三郷町勢野北4-13-1
代表者（職名・氏名）	竹林 千佳
電話番号	0745-72-5006

3. ご利用事業所の概要

(1) 提供できるサービスの地域

ご利用事業所の名称	ハートランド五條 短期入所施設	
サービスの種類	短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）	
事業所の所在地	〒637-0071 奈良県五條市二見5丁目3番63号	
電話番号	0747-26-0005	
指定年月日・事業所番号	平成26年10月1日指定	2970700569
利用定員	定員10人	
通常の事業の実施地域	五條市（大塔町地区を除く）	

(2) 施設の従業者体制（介護老人福祉施設と合算の数）

職種	職務内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	生活相談及び指導	1名以上
介護職員	介護業務	18名以上
看護職員	看護業務並びに保健衛生管理	2名以上
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	1名以上
介護支援専門員	サービス計画の作成、相談業務	1名以上
栄養士（管理栄養士）	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導等	1名以上
事務員	庶務及び会計事務	3名以上

(3) 設備の概要

定員 10名（東2：10名）

①居室 ユニット型居室 10室（ユニット数 1ユニット）

利用者の居室は、全室個室で、洗面設備及びトイレを備え、備品としてベッド・エアコン・ナースコール・カーテン・寝具一式・チェスト・※テレビ（レンタル）等がございます。

②共同生活室

利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有しています。

③浴室

浴室は、居室のある階ごとに設けています。利用者が利用し易いよう一般浴槽の他に要介護者のための特殊浴槽を設けています。

④その他の設備

設備としてその他に、調理室・医務室・洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・当直室・会議室等を設けています。

4. 提供するサービスの内容

(1) 基本サービス

①短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）計画の立案

利用時間が4日以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画（又は介護予防短期入所生活介護計画）を作成します。その内容を利用者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画（又は介護予防短期入所生活介護計画）を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

②食事

- ・食事は利用者の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせ調理します。
- ・医師の指示による食事の提供を行います。

③入浴

週に最低2回入浴していただけます。ただし、利用者の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④介護

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）計画に沿った介護を行います。

- ・更衣、排泄、食事、入浴等の介助
- ・体位交換、シーツ交換、日常生活上の世話等

⑤機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦健康管理

利用期間中の医療機関の受診は、基本にご家族に対応いただきます。

(2) その他のサービス

①理美容

利用の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合、ご希望の方は申し出ください。料金は実費負担となります。

②所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前のご連絡をお願いいたします。

③趣味娯楽活動

年間を通じて事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。

5. 利用料金

「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割または3割の額です。

(1) 短期入所生活介護

【基本料金】

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
要介護1	7,040円	704円	1,404円	2,112円
要介護2	7,720円	772円	1,544円	2,316円
要介護3	8,470円	847円	1,694円	2,541円
要介護4	9,180円	918円	1,836円	2,754円
要介護5	9,870円	987円	1,974円	2,961円

【加算料金】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の 看護師等を配置した場合 （1日につき）	120円	12円	24円	36円
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1人以上配置した場合 （1日につき）	40円	4円	8円	12円
看護体制加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たし、事業所の 看護職員と24時間の連絡体制を確保した場合 （1日につき）	80円	8円	16円	24円

夜勤職員配置 加算Ⅱ	夜勤を行うスタッフの数が最低基準を1人以上、上回っている場合（1日につき）	180円	18円	36円	54円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円	368円	552円
認知症行動・ 心理症状緊急対応 加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円	400円	600円
若年性認知症入所者 受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円	240円	360円
緊急短期入所受入 加算	短期入所生活介護を緊急に行った場合、7日を限度とするがやむをえない事情の場合は14日を限度として加算（1日につき）	900円	90円	180円	270円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき加算 1日に3回を限度）	80円	8円	16円	24円

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	総単位数の14.0%を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	総単位数の13.6%を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	総単位数の11.3%を加算
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	総単位数の9.0%を加算

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額			
		基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
長期利用者に対する減算	連続30日を超えて利用し、サービスを受けている場合（1日につき）	300円	30円	60円	90円

連続61日以上の利用場合

利用者の 要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料	利用者負担（1割）	利用者負担（2割）	利用者負担（3割）
要介護1	6,700円	670円	1,340円	2,010円
要介護2	7,400円	740円	1,480円	2,220円
要介護3	8,150円	815円	1,630円	2,445円
要介護4	8,860円	886円	1,772円	2,658円
要介護5	9,550円	955円	1,910円	2,865円

(2) 介護予防短期入所生活介護

【基本料金】

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
要支援1	5,290円	529円	1,058円	1,587円
要支援2	6,560円	656円	1,312円	1,968円

連続31日以上の利用場合

利用者の 要介護度	介護予防短期入所生活介護費（1日あたり）			
	基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
要支援1	5,030円	503円	1,006円	1,509円
要支援2	6,230円	623円	1,246円	1,869円

【加算料金】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）	利用者負担 （3割）
機能訓練体制加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の看護師等を配置した場合（1日につき）	120円	12円	24円	36円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1,840円	184円	368円	552円
認知症行動・ 心理症状緊急対応 加算	認知症の行動・心理症状が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断した利用者へサービス提供した場合（1日につき）	2,000円	200円	400円	600円
若年性認知症入所者 受入加算	若年性認知症利用者へサービス提供した場合（1日につき）	1,200円	120円	240円	360円
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき加算 1日に3回を限度）	80円	8円	16円	24円

◎上記は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい利用料を書面でお知らせします。介護保険限度額認定証・高額介護サービス費支給制度の適用となる場合があります。詳しくは市町村にお問い合わせ下さい。

(3) その他の費用

- | | |
|--------------|---|
| ①食事の提供に要する費用 | 1,770円/日（朝食410円・昼食740円・夕食620円）
負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額となります |
| ②滞在に要する費用 | 2,300円/日
負担限度額認定を受けている場合には「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額となります |
| ③日常生活用品費 | 150円/日（シャンプー、石鹸、おしぼり、バスタオル） |
| ④理美容代 | 2,100円/回 |
| ⑤送迎費 | 通常送迎の実施地域を超えた場合、1kmあたり50円をご負担いただきます |
| ⑥家電持込電気使用料金 | 50円/日(1台につき) |
| ⑦テレビレンタル使用料 | 100円/日 |
| ⑧その他の費用 | 実費負担となります |

6. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。
- ②利用者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- ③事業内での金銭及び食べ物のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④従業者に対する贈り物や飲食のおもてなしは、お受けできません。

7. 衛生管理等

- (1) 利用者様の使用する施設、食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知します。
 - ② 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 感染症の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練を定期的実施します。

8. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者様に対する短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るため、必要な計画（業務継続計画）を策定しています。有事には、当該計画、ガイドライン及び防災対策マニュアルに従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画及びガイドラインについて周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 業務継続計画は定期的に見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行います。

7. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を整えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画、非常災害対策基準を策定し、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

8. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

9. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村および関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 高齢者虐待について

当施設は、ご入居者等の人権の擁護・虐待防止等のため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (ア) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知職の向上に努めます。
- (イ) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (ウ) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13. 苦情相談窓口

※当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

◇苦情窓口 ハートランド五條 短期入所施設 管理者：関本 太志
TEL：0747-26-0005 FAX：0747-26-0008

◇受付時間 毎週月曜日～日曜日 24 時間対応

また、ご意見箱（苦情受付ボックス）を玄関受付に設置し、第三者委員も設けています。

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

五條市介護福祉課 五條市岡口丁目 3 番 1 号	TEL 0747-22-4001
奈良県国民健康保険団体連合会 橿原市大久保町 302-1	TEL 0744-29-8326 0120-21-6899

14. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、事業者は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

15. 利用状況、個人記録等書類保存期間

介護記録、利用状況記録等の書類は、サービスを提供した日から5年間保存します。

16. 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	① あり	実施日	令和 6 年 3 月 14 日
		評価機関名称	BSI グループジャパン株式会社
		結果の開示	① あり 2 なし
2 なし			

17. 協力医療機関等

医療機関の名称	南奈良総合医療センター
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 8 番 1
連絡先	0747-54-5000
診療科	内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、眼科、泌尿器科 等

医療機関の名称	南和病院
所在地	奈良県吉野郡大淀町福神 1 番地 181
連絡先	0747-54-5800
診療科	内科、外科、整形外科、肛門科、胃腸科、麻酔科 等

医療機関の名称	さくら歯科クリニック
所在地	奈良県五條市今井 5 丁目 1484-4
連絡先	0747-23-6480

18. 利用料金のお支払いについて

料金・費用は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

- (1) 窓口での現金払い
- (2) 金融機関口座からの自動引き落とし

令和 年 月 日

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）サービスの提供にあたり、利用者（又はご家族）に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【施設】

施設名： ハートランド五條 短期入所施設

介護保険事業者指定番号： 2970700569

所在地： 〒637-0071 奈良県五條市二見5丁目3番63号

法人名： 社会福祉法人はーとらんど

法人代表者： 理事長 竹林 千佳 印

説明者： ハートランド五條 短期入所施設

氏名 印

私は、本書面により、施設から短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

利用者： 住所

氏名 印

代理人： 住所

氏名 印

続柄